



金 沢 市 公 報

号外第15号

令和5年(2023年)9月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市公衆浴場法施行条例及び金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例 (衛生指導課)	2
● 条 例		○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課)	2
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	1		
○金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例 (農業水産振興課)	1		

条 例

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月19日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第34号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第29号の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月19日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第35号

金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例

金沢市地方競馬実施条例（昭和52年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「競馬の公正を確保し、又は競馬場内の秩序を維持する」を「競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保し、又は競馬の円滑な実施を確保する」に改め、「第10条第1項」の次に「から第3項まで」を加える。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

金沢市公衆浴場法施行条例及び金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月19日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第36号

金沢市公衆浴場法施行条例及び金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 金沢市公衆浴場法施行条例(平成24年条例第68号)の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第7条中「定める」を「定める。」に改める。

(金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例(平成24年条例第76号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第10条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第15条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月19日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第37号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例(昭和37年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「キュービクル式」の次に「(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)」を加え、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その管体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)第3条第17号に規定する消防庁長官が定めるものを除く。以下同じ。)

は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。
 この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床
 上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電
 気事業者用のもの、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱
 いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第16条第4号ハに規定する消防庁長官
 が定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有する
 キュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保た
 なければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないもの
 に面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びにこの条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。
 第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除
 く。）」を加える。

別表第3中

			据置 型レ ンジ	21キ ロワ ット 以下	80	0	—	0
--	--	--	----------------	-----------------------	----	---	---	---

を

			据置 型レ ンジ	21キ ロワ ット 以下	80	0	—	0
固 体 燃 料	不燃 以外	木炭 を燃 料と する もの	炭火 焼き 機	—	100	50	50	50
	不燃	木炭 を燃 料と する もの	炭火 焼き 機	—	80	30	—	30

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の金沢市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

令和5年(2023年)9月19日 発行

発行人

金 沢 市

発行所

金 沢 市 役 所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄